

# めぐみデイサービスセンター 運営規程

## (指定1日型デイサービス)

### (事業の目的)

第1条 有限会社めぐみが開設するめぐみデイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定1日型デイサービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 めぐみデイサービスセンター
- (2) 所在地 広島市中区西川口町4番31号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間を通じて1名以上  
生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、他の従業者と協力して指定1日型デイサービス計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 単位ごとに1名以上  
看護職員は、利用者の心身の状態を把握し、健康管理を行う。
- (4) 介護職員 5名以上  
介護職員は、指定1日型デイサービス計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。
- (6) 事務職員 1名  
事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月、火、水、木、金、土曜日、国民の祝日とする（日曜日を定休日とする）。ただし、8月14日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。

### (指定1日型デイサービスの利用定員)

第6条 指定1日型デイサービスの利用定員は、35名とする。

### (指定1日型デイサービスの内容)

第7条 指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎

### (利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 指定1日型デイサービスを提携した場合の利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料の

うち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越える地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

(3) 食事代1回650円、レクリエーション材料費1ヶ月300円、おむつ代等は実費として徴収する。

(4) 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の指定1日型デイサービスの実施地域は、広島市中区・東区・南区・西区の区域とする。但し、南区の似島町、宇品町を除く。

(衛生管理等)

第10条 1 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定1日型デイサービスの利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(1) 利用者との話し合いの時間を設定し、利用者の意見を取り入れて決めることとする。

(2) 家庭生活に必要な諸動作の自立や、障害を受容しながら生活を楽しむ方法など、精神的な自立のためのサポートを行うこととする。

(事故発生時及び緊急時等における対応方法)

第12条 事業者が、指定1日型デイサービスを実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族、管理者

に報告しなければならない。また、必要と思われる場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等へ報告を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防計画等の防災に基づき、年2回以上、避難・救助訓練を行う。

(利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(1) 委員会運営の健全化

①介護の理念、事業所等の運営方針の明確化、従業員間での共有

②個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化

③運営やサービスの自己評価、利用者・家族等との情報共有

(2) 従業者の負担やストレスへの対応

①作業手順の見直し

②従業者のストレスの把握、従業者間の声掛け等悩みの相談体制の整備

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

5 事業者は、サービス提供中に、従業者又は利用者及びその家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項・従業者の資質向上)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備することとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

(3) 管理者研修 月1回

(4) 安全衛生委員会 月1回

(5) 感染症予防対策委員会 年2回

(6) 災害対策委員会 年2回

(7) 虐待防止検討委員会 年2回

(8) ハラスメント対策委員会 年3回

(9) 身体拘束防止検討委員会 年1回

(10) その他の研修

(その他運営に関する重要事項・苦情の受付、解決の手順)

第16条 苦情の受付、解決の手順は、次の通りとする。

(1) 事業所に苦情受付ボックスを設置する。

(2) 利用者からの苦情を迅速、適切に解決するため苦情解決責任者、苦情受付担当者からなる苦情解決体制を定める。

(3) 苦情解決の手順

電話や書面で随時苦情受付担当者が受け付けており、受け付けた苦情は苦情解決責任者に報告する。報告を受けた責任者は苦情の内容を確認し、報告を受けた旨を申し出人に通知する。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合いを行い解決に努める。また、必要と思われる場合は市町村及び担当介護支援専門員へ報告を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項・秘密の保持)

第17条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさないこととする。業務を退いた後も同様とする。

(その他運営に関する重要事項・プライバシーの尊重)

第18条 従業者は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項・記録の開示)

第19条 従業者は、利用者から記録の開示の要求があった場合、速やかに本人に記録を開示することとする。

(その他運営に関する重要事項・その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社めぐみと事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

#### 附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。